

公益財団法人キーエンス財団
2020年度 奨学生募集要項

1. 奨学金概要

- (1) 給付月額：8万円（年額96万円）
- (2) 給付対象期間：2020年4月～2024年3月（最短修業年限）
- (3) 給付方法：毎月25日までに、当月分を本人名義の金融機関口座へ振込みにて給付
ただし、初回は、4～7月までの4ヶ月分を7月25日までに給付予定
※ 給付日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に給付

2. 応募資格

以下の各項目にいずれも該当する方

- ・日本国内の4年制大学（通信教育課程及び夜間学部を除く）に2020年4月入学の新1年生
- ・2020年4月1日現在、20歳以下である
- ・日本国籍を有している
- ・経済的な支援を必要とする

※ 日本学生支援機構を含む他の奨学金との併用について

（併用とは、当財団の奨学金に加え、期間を一部でも重複して他の奨学金を受給すること）

- ・貸与型奨学金：併用可
- ・給付型奨学金：併用不可（ただし、海外留学支援の奨学金は併用可）
- ・授業料減免制度又は実質的に授業料減免に相当する給付型奨学金：併用可

3. 募集概要

(1) 募集期間（予定）

一次選考 2020年2月3日（月）～4月10日（金）

二次選考 書類：2020年4月15日（水）～4月28日（火）（締切当日消印有効）

小論文：2020年4月15日（水）～4月28日（火）

(2) 募集人数

500名程度

4. 応募方法

<一次選考>

- (1) 当財団ホームページ上にて必要事項を登録（入力）してください。ただし、応募は本人からに限ります。
- (2) 2020年4月15日（水）（予定）までに選考結果（採否）の通知メールを送信いたします。

<二次選考> (一次選考に通過した方のみ)

- (1) 当財団ホームページにて、所定の小論文など必要事項を登録してください。
- (2) 下記書類 (最新のものを)、当財団事務局へ郵送してください。

- ① 大学の学生証 (写真付) : A4 の用紙にコピーしたもの
※ 学生証に写真がない場合は、公的機関発行の写真付証書
(例 : 運転免許証、パスポート 等)
- ② 在学大学の在学証明書 (原本)
- ③ 卒業高校の調査書 (原本、開封無効)
※ 高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格成績証明書 (原本)
- ④ 世帯全員分の住民票の写し (原本)
※ 発行日から 3 ヶ月以内・本籍地記載あり、マイナンバーの記載なし
- ⑤ 所得・課税証明書又は非課税証明書・住民税決定証明等の原本
※ 原則として父母両方の証明書を提出
ただし、離別又は死別で父母がいない場合は、応募者の生活を支えている者を
含めた証明書の提出を求めることがあります。
※ 市町村が発行した収入及び所得控除の金額の記載があるもの
- ⑥ 健康保険証 : A4 の用紙にコピーしたもの
※ 「ご家族の状況」に記載した家族全員分を提出してください。

* 送付の際の注意事項

- ・ A4 サイズの封筒 1 通にすべての書類を入れてください。
書類の不足があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。
- ・ ホームページから書類送付確認書をダウンロードして印刷してください。
各提出書類 (右上) 及び送付用封筒 (氏名の下) に、応募時の ID を記載のうえ、
書類送付確認書に従って封筒に入れてください。
- ・ お送りいただいた書類は返却いたしません。

5. 二次選考書類の郵送先及び問い合わせ先

(1) 郵送先

〒533-8555 大阪市東淀川区東中島 1-3-14
公益財団法人キーエンス財団 事務局 宛

(2) お問い合わせ先

当財団ホームページの「お問い合わせフォーム」よりお願いいたします。

- ※ 書類到着に関する問い合わせには対応いたしかねます。
到着確認は、レターパック等の追跡サービスをご利用ください。

6. 選考・採用内定

応募いただいたデータ及び書類をもって、当財団の奨学生選考委員により選考を行います。

二次選考の選考結果（採否）は、6月中旬までに本人に通知します。

なお、採用者については、在籍大学及び出身高校へも連絡いたします。

7. 採用者の手続き

(1) 振り込み先情報

奨学金の振込先金融機関口座情報（本人名義に限る）を所定の方法により指定する期日までに届け出てください。

(2) 確認書（誓約事項及び同意事項）

記載事項を確認し、本人及び保護者等が署名のうえ、指定する期日までに当財団事務局宛てに郵送してください。

8. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 当財団が定めるレポート、直近の成績証明書及び在学証明書を期日までに提出すること

(2) 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること

- ① 休学するとき
- ② 復学するとき
- ③ 大学より停学処分を受けたとき
- ④ 退学するとき
- ⑤ 最短修業年限（4年間）で卒業できないことが確定したとき
- ⑥ 6年制の学部・学科に属することが明らかになったとき
- ⑦ 他の大学や学部編入することが決まったとき
- ⑧ 当財団の奨学金受給を辞退するとき
- ⑨ 他の給付型奨学金を受給することが決まったとき
- ⑩ 当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

9. 奨学金の停止

以下の場合、奨学金の給付を一時停止します。

- ① 休学したとき
- ② 当財団からの依頼事項に関し、重ねて提出期限を遵守できなかったとき
- ③ 8. 奨学生の義務に記載した奨学生としての義務を怠ったとき

10. 奨学生の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当財団の奨学生としての資格を失うこととなります。

- ① 停学となったとき
- ② 退学したとき
- ③ 最短修業年限で卒業できる見込みがなくなったとき
- ④ 奨学生に採用された後に学部・学科の所属が決定し、6年制の学部・学科に属する事実が判明したとき
- ⑤ 奨学生より辞退の申し出があったとき
- ⑥ 併用を認めていない他の給付型奨学金を受給したとき
- ⑦ 8. 奨学生の義務の履行を促す、当財団からの要請に従わなかったとき
- ⑧ 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- ⑨ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ⑩ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

11. 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。

12. その他

- ・当財団の奨学金給付は、大学卒業後の進路等について制約を課すものではありません。
- ・選考の過程で面接する場合があります。